

## 真庭市有施設の木材利用推進指針

平成19年 9月11日  
改訂 平成23年 3月28日  
改訂 令和 4年 3月23日

### 1 目的

この指針は、真庭市有施設等において、真庭産材による木造化・木質化・木製品等の利用を推進することにより、市民にやすらぎとぬくもりのある健康的で快適な公共空間を提供するとともに、循環型社会の構築や地球環境の保全、本市の林業・木材産業の振興、森林整備の促進などに資することを目的とする。

### 2 用語の定義

この指針に使用する用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1)「市有施設」とは、真庭市が事業主体となり建築する学校、福祉施設、医療施設、スポーツ文化施設及び庁舎等の建築物及び工作物をいう。
- (2)「建築」とは、新築、増築及び改築をいう。
- (3)「市施工土木工事」とは、真庭市が事業主体となり施工する、道路、森林管理道、公園、河川及び下水道等に係る土木工事をいう。
- (4)「木造化」とは、市有施設の構造耐力上主要な部分（柱、梁、壁、屋根等）の全て又は一部を木造とすることをいう。
- (5)「木質化」とは、建築物の内装及び外壁に木材を用いることをいう。
- (6)「真庭産材」とは、市内の製材業者が製材した木材とする。

### 3 木材利用の指針

木造化・木質化・木製品等において利用する木材は、原則として真庭産材を利用する。

#### (1) 木造化の推進

市有施設の建築にあたっては、次に掲げるものを除き、地上3階建て以下かつ延べ床面積が3,000㎡以下の施設は、木造化に努める。

なお、これ以外の施設であっても、木造化することを検討する。

- ア 建築基準法等の法令や施設の設置基準などにより、木造化することが困難な施設
- イ 施設の用途や保安、維持管理などの特殊性により、木造化することが困難な施設
- ウ その他、木造化することに困難な理由があるもの

## (2) 木質化の推進

市有施設の増築及び改修にあたっては、木造、非木造に関わらず、周辺環境やコスト、性能等を勘案し可能な限り木質化を進める。

## (3) 木製品購入の推進

市有施設における机、椅子、道具等の備品及び室内プレート、文具類等の消耗品には真庭産材を用いた製品の積極的な使用に努める。

## (4) 木質バイオマス由来の燃料を使用する設備導入の推進

冷暖房器具やボイラー等の設備を設置する場合は、木質バイオマス由来の燃料を使用するものの導入に努めるものとする。

## (5) 間伐材利用の推進

市施工土木工事及び市有施設の外構工事においては、間伐材等の真庭産材を積極的に使用する。

# 4 推進方法

## (1) 推進体制

真庭産材の円滑な利用を推進するため、庁内に「真庭市木材利用推進連絡会議」(以下「連絡会議」という。)を設置し、真庭産材の利用促進を全庁的に進める。

連絡会議の設置規程は別に定める。

連絡会議は、関係部局が計画又は実施する事業等について真庭産材の具体的な利用方法を検討し、真庭産材の利用推進について総合的な調整を行う。

## (2) 市有施設の木造化・木質化

関係部局は、その所管する事業について、真庭産材の利用を促進するため木造化・木質化を積極的に検討し、連絡会議にその結果を報告する。

# 5 PR及び普及

市有木造施設等の管理者は、市内外の来訪者に、木材の特性、意義についてPR及び普及に努める。